

研究ノート

生徒指導提要における教育課程と生徒指導の関係性に関する 基礎的検討

御代田 桜子¹, 上地 香杜²¹松本大学教育学部学校教育学科, ²静岡大学教職センター

A Basic Study on the Relationship between Curriculum and Student Guidance
in Student Guidance Guidelines

MIYOTA Sakurako¹, KAMIJI Koto²¹ Department of School Education, Faculty of Education Matsumoto University² Center for Professional Development of Teachers, Shizuoka University

要 旨

本稿では、2022年に改訂された生徒指導提要の分析として、教育課程との関係性に着目し、教育課程が生徒指導提要でどのように扱われているのかを検討した。その結果、生徒指導提要（改訂版）においては、学校の全体計画の一部として生徒指導を位置づけることが明確化されたといえる。加えて改訂に至るプロセスについての分析として、生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の議事要旨の分析も行った。結果として、協力者会議内で教育課程の重要性が示されたことによって改訂版の記載につながったことが明らかとなった。これらの点から、これからは教育課程全体における生徒指導の在り方を各学校が模索、構築していくことが求められるといえる。

キーワード

生徒指導提要 教育課程 生徒指導 教育課程編成

目 次

- I. はじめに
 - II. 生徒指導提要改訂の背景
 - III. 生徒指導提要改訂のポイント
 - IV. 生徒指導提要（改訂版）における教育課程の位置づけ
 - V. おわりに
- 注
文献

I. はじめに

本稿の目的は、2022（令和4）年12月に改訂された「生徒指導提要（改訂版）」における教育課程の位置づけを検討することを通して、教育課程と生徒指導の関係性を考察することである。なお、本稿において「生徒指導提要（改訂版）」については、とくに説明がない限りにおいて以下では「改訂版」と表記する。

「生徒指導提要」は、2010（平成22）年に初めて作成された。その位置づけは、「生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」¹⁾であり、「生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めること」¹⁾を目的としている。作成から10年以上が経過し、「子供たちを取り巻く環境が大きく変化」¹⁾していることをふまえて、2022（令和4）年に改訂が行われた。詳しくは後述するが、いじめや不登校といった教育問題の増加や、変動的な社会情勢を受けて、生徒指導の考え方のアップデートのために「改訂版」が作成されたといえる。

今回の改訂に際して住野好久²⁾は、「改訂版」において生徒指導が「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」³⁾と定義づけられたことを受けて、「生徒指導が学校教育目標の達成にとって重要な機能を果たすことはわかりやすくなった」⁴⁾として、生徒指導を教育課程に位置づけることの必要性を説いた。それは、まず「全ての児童生徒に必要な生徒指導を全教職員が全教育活動を通じて取り組むための共通のビジョンを持つことができる」こと、次に「生徒指導を教育課程に教科等横断的に位置づけ、その実施状況を評価・改善し、必要な体制を整備する『カリキュラム・マネジメント』によって、生徒指導の質の向上を図ることができる」⁵⁾点の2つである。このことから、今回の改訂によって、実際の指導に対する考え方の改訂だけでなく、新たに学校教育の根幹といえる教育課程における生徒指導の位置づけに新たに重要性が付与されたといえる。

そこで、本稿では教育課程と生徒指導の関係性を改めて考察していきたい。「改訂版」において、教育課程に対してどのように言及されているのかは非

常に重要であり、住野²⁾による分析も行われている。加えて本稿では、「改訂版」に教育課程の言及が行われるようになった経緯にも着目する。なぜなら、どのような意図・考えをもって、文部科学省が「改訂版」に教育課程に関する記載を行ったのか。その一端を明らかにすることで、生徒指導の「基本書」¹⁾となる「生徒指導提要（改訂版）」における教育課程の位置づけを明らかにすることができるからである。

本稿では以上の問題意識に基づき、「生徒指導提要（改訂版）」における教育課程に対する言及箇所に関する検討に加えて、「生徒指導提要（改訂版）」において教育課程に対する言及が行われるようになった経緯を明らかにするために、生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の議事要旨の分析を行う。また、分析に入る前に改訂の背景とポイントの整理も行い、「生徒指導提要（改訂版）」の内容を確認する。

II. 生徒指導提要改訂の背景

「改訂版」のまえがきでは、今回の改訂は「いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向」、それらの「関連法規や組織体制の在り方」¹⁾などの変化に起因しているとされる。「生徒指導提要」が発表されてから初めての改訂ということもあって、今回の改訂にあたっては、各種資料や各種教育系雑誌において改訂の背景が説明されている。以下では、それらを資料^{註1)}としながら改訂の背景を（1）生徒指導上の諸課題の増加、（2）多様な背景を持つ児童生徒の増加、（3）働き方改革の3つの点に着目して整理を行う。

1. 生徒指導上の諸課題の増加

まず、生徒指導提要の改訂の背景として、生徒指導上の諸課題の増加があげられる⁶⁾。具体的には、いじめ、不登校、暴力行為、自殺それぞれの状況変化である。以下では、経年変化を示しながら、これらの生徒指導上の諸課題の現状を整理する。

いじめについて（図1参照）は、近年の小学校での認知件数の急増が指摘できる。これは、いじめの定義の変容にも起因するものと考えられるが、校内でのいじめの認知件数が増えるということは、教

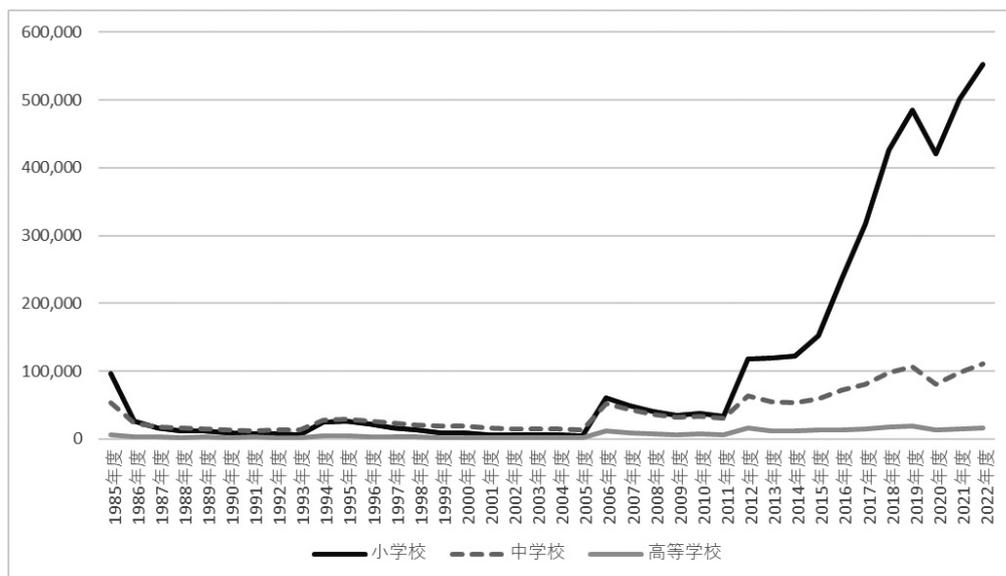


図1. いじめの認知件数の推移

出典：文部科学省、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2023)。

- (注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校を含める。
- (注2) 平成6年度及び平成18年度に調査法等を改めている。
- (注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。
- (注4) 平成25年度からは高等学校に通信課程を含める。
- (注5) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

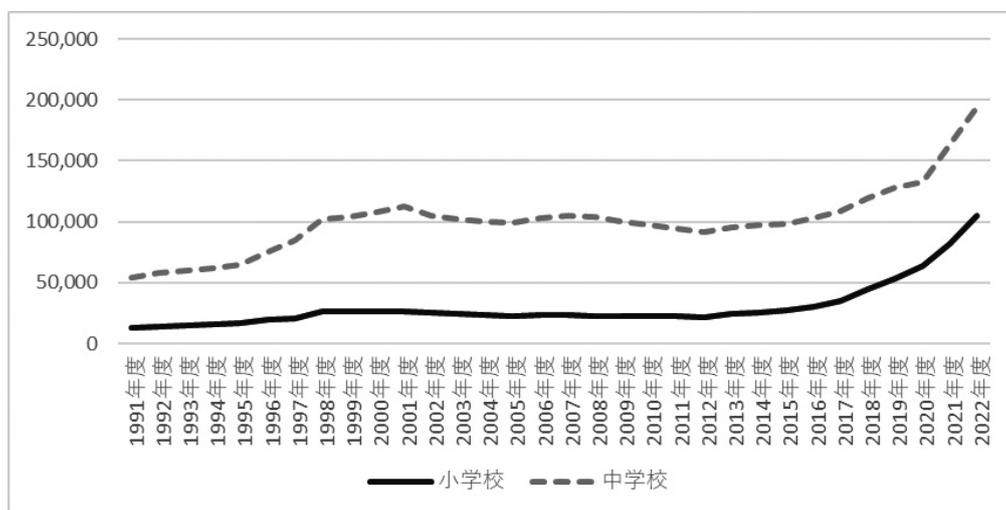


図2. 不登校児童生徒数の推移

出典：文部科学省、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2023)。

- (注1) 調査対象：国公私立小・中学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）
- (注2) 長期欠席者のうち、不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度調査までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、令和2年度調査以降は、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

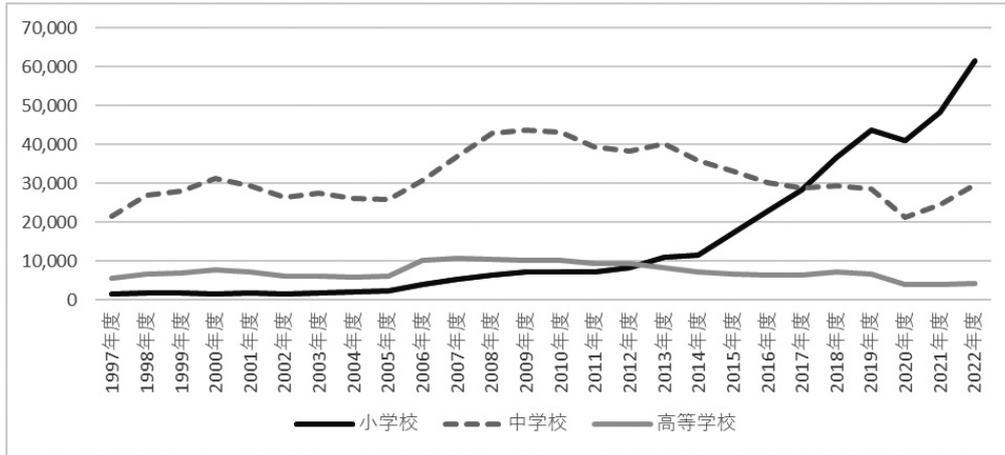


図3. 暴力行為発生件数の推移

出典：文部科学省、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2023)。

- (注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。
- (注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。
- (注3) 平成25年度からは高等学校に通信制過程を含める。
- (注4) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

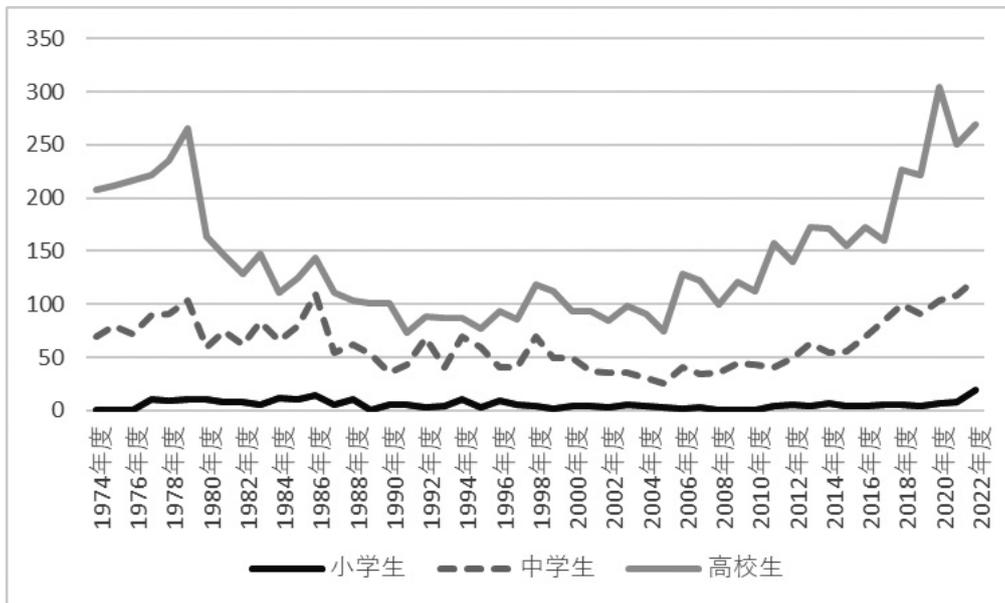


図4. 児童生徒の自殺者数の推移

出典：文部科学省、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2023)。

- (注1) 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制過程も調査。
- (注2) 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
- (注3) 令和4年度総数の内訳は、国立4人、公立325人、私立82人である。
- (注4) 学校が把握し、計上したもの。
- (注5) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

表1. 近年の生徒指導関連法規の成立と改正

2013年「いじめ防止対策推進法」成立	2019年「児童虐待防止法」改正
2016年「障害者差別解消法」施行	2020年「社会福祉法」改正
2016年「自殺対策基本法」改正	2021年「少年法」改正
2017年「教育機会確保法」施行	2022年「公職選挙法」「民法」等改正
2018年「出入国管理及び難民認定法」改正	2022年「こども基本法」「こども家庭庁設置法」成立

出典:新井肇,「生徒指導Ⅰ『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性」独立行政法人教職員支援機構, (2023).

職員の対応件数の増加といえる。教職員のいじめ対応の方策として、新たな手立てが考えられる必要があるだろう。図は割愛するが、いじめの重大事案についても同様に増加傾向がみられる。重大事案のケースにどのように対応するか、また重大事案にさせないための対応としてどのようなことが必要かといった方針が求められる。

不登校について(図2参照)は、小学校・中学校での増加傾向が指摘できる。割合にして、2022年現在小学校で77人に一人、中学校で20人に一人の不登校がいることになる。何らかの事情で、学校に行けない／行かない児童生徒がいることは、現在の学校教育を再考するうえで重要な指標といえるだろう。

学校内での暴力行為(図3参照)については、小学校での増加傾向が指摘できる。同様に、児童生徒の自殺者数(図4参照)については、近年の増加傾向が指摘できる。自殺の要因が必ずしも学校にあるとは言えないが、児童生徒の安全を考えるにあたっては見過ごせない数値といえるだろう。

以上、4つの点についてデータを確認しながら、生徒指導上の諸課題についてみてきた。これらの指標以外にも生徒指導上の困難は生じると考えられるが、データとして示される内容だけでも、近年の学校現場における生徒指導上の課題が増加傾向であることが確認できるだろう。これらの変化については、関連法規の成立と改訂が行われている(表1参照)。これらの法律との関連から、定義が変更されるものもあり、生徒指導を行うに当たっては知識・情報のアップデートが必要になってくるだろう。

また、これらの生徒指導上の諸課題については、児童生徒の問題行動を「児童生徒による、大人や社会、教員や学校に対する『問題提起行動』でもある」⁶⁾として、問題行動を個人の問題としてではなく、広く周囲への問題提起として捉える視点の必要性も説かれている。すなわち、生徒指導上の課題への個別の対処だけでなく、問題行動が生じる根本的な原因について幅広い視点で取り組むことも重要となるということである。例えば、子どもの貧困や児童虐待などの問題行動の背景にある様々な問題への着目も重要である。加えて、こども基本法にも位置づけられた子どもの権利の観点もふまえれば、子どもを権利主体と捉えた指導が求められるだけではなく、子どもの問題行動に現れてくる子どもの声や実態をふまえたアドボカシーの視点も求められるだろう。

2. 多様な背景を持つ児童生徒の増加

先にあげた生徒指導上の諸課題の変化に加えて、昨今の生徒指導上の重要課題としては、多様な背景を持つ児童生徒への対応があげられる。「Diversity(多様性)を認め、Inclusion(包摂)をめざす」(教職支援)として、発達障害や精神疾患、性的マイノリティ、児童虐待、ヤングケアラーなどの多様な背景を持つ児童生徒へのアセスメントに基づく対応が求められている。「改訂版」の内容でも詳説するが、「改訂版」では新たに「第12章 性に関する課題」、「第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」として新たに生徒指導上の重要点として取り上げられた。

3. 働き方改革

最後に、教職員の視点であるが、働き方改革が進行する中で、教職員の多忙化と生徒指導の在り方が問い直されている。日本の教職員は「欧米諸国の学校と比較すると、多くの役割を担う」⁷⁾ことが指摘されており、丁寧な生徒指導が児童生徒にとって有意義である一方で、教職員の長時間労働を引き起こすことも指摘されている。「丁寧な生徒指導と、『働き方改革』との両立」⁶⁾が強く求められているといえる。

Ⅲ. 生徒指導提要改訂のポイント

以上のような改訂の背景を持って、「改訂版」は作られるに至った。ここでは、「改訂版」のポイントを整理し、「改訂版」の内容を簡単に説明する。

今回の改訂は、12年ぶりの改訂であり、「生徒指導提要」が作成されてから初めての改訂であった。「改訂版」の内容面以外での変更点としては、デジタルテキストで公開され、ウェブサイト上でだれでも、いつでも確認可能となった点である。「改訂版」は冊子形態での販売もされているが、ウェブサイトでも

開されたことで利便性の向上が期待されている。

「改訂版」の内容としては、文部科学省の文書として初めて子ども権利条約に基づく子どもの権利の4原則が書き込まれるなど、こども基本法を根拠として、「子どもの権利が全体を貫く視点や精神として」明記されることになった。子どもの権利に重点がおかれるようになったことは大きな変化であるといえるが、内容が不十分だとする指摘もある。なかでも、子どもの権利が「『留意点』としてしか書かれていないことが子どもの権利を軽視している証明」⁸⁾だとされる。理念として書き込まれたことは大きな変化であるが、内容として質的な充実には不十分な点も指摘される。

次に、「改訂版」で示されている生徒指導の重層的支援構造について説明する。具体的には、「2軸3類4層」論と称されており、時間軸である「常態的・先行的生徒指導」と、「即応的・継続的生徒指導」の2軸に分け、課題性の高低によって「発達支持的生徒指導」、「課題予防的生徒指導」「困難課題対応的生徒指導」の3類に分け、対象となる児童生徒が全体か一部なのかによって3類の「課題予防的生徒指導」を「課題未然防止教育」と「課題早期発見対応」とに区別したものである(図5参照)。山本敏郎⁸⁾は、「改

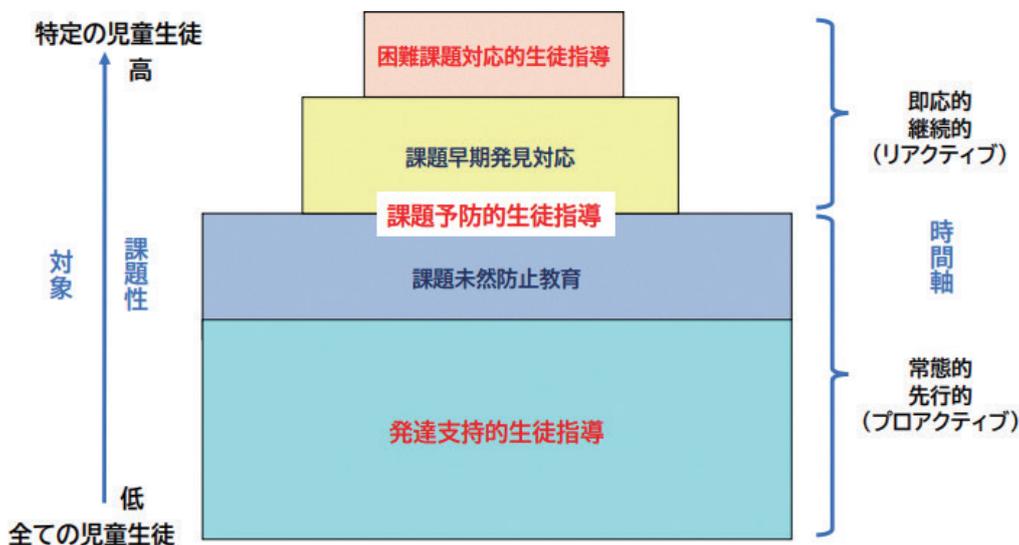


図5. 生徒指導の重層的支援構造

出典：文部科学省、「生徒指導提要(改訂版)」(2022)。

訂版」では発達支持的生徒指導と、課題予防的生徒指導のうち課題未然防止教育が重視されていると指摘する。問題を起きないように、起こさせないように未然に予防することを重要視するため、「改訂版」では「自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室」の実施などが明記されている。一方で、問題行動という形で表出せずに、「見られまいとしてひた隠しにしている子どもたちの内面を見ようとしなくなったり、子どもの声にならない声を聴かなくなるのではないか」という懸念が指摘されている⁸⁾。予防していくがあまりに、子どもたちの抱えている問題性を見落とすことのないようにすることが肝要である。

先の改訂の背景でも述べたように、今回の「改訂版」では「第12章 性に関する課題」が記載された。渡辺大輔⁹⁾は、今回の「改訂版」の前に作成された改訂試案においては、「十分な『性に関する教育』（性教育）の実施が推奨されたことが大きな特徴」だとした。改訂試案の第12章の中には節として「学校における性に関する教育」が入り、学校における集団・個別の性教育の重要性が示されていた。また、LGBTやSOGIといった用語の解説^{註2}も行われていた。しかし、最終的な「改訂版」では、「学校における性に関する指導」と節タイトルが変更になり、内容としてもSOGIなどの文言は消え、学習指導要領に基づく性教育を行うことを明記するものとなった。学習指導要領では、性教育に関して「『はどめ規定』が存続し、またSOGIの多様性が排除されたものとなっている」⁹⁾ことをふまえると、内容については不十分だと指摘される。ほかにも、「性に関する課題」として、「自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけない」という「大切なところ」の限定・指定や「いけない」という禁止のメッセージが、性被害を受けた際に相談できなくさせてしまうという懸念が指摘されている⁹⁾。「性に関する課題」についての記載が追加されたことは評価できるが、その内容としては生徒指導の実態をふまえたものとなるようさらなる充実が求められる。

「第12章 性に関する課題」について、学習指導要領に基づいた指導について記載があったが、ほかの箇所でも学習指導要領の内容とのつながりが散見される。具体的には、2017年の学習指導要領改訂

において、生徒指導の充実として以下のような記述がなされた。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、児童自ら現在及び将来における自己実現を図っていくために自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

（小学校学習指導要領総則編より一部抜粋）

上記の記載内容をみると、生徒指導と学習指導の結びつきが考えられる。両者を独立的なもののみならずののではなく、相互に関連づけることで、相乗効果が考えられている。こうした考えに対しては、例えば学習指導における評価のロジックと同様に生徒指導を行うことには問題点がある¹⁰⁾といった指摘があることから、どのように学習指導と生徒指導を関連づけていくのかは課題も多い。新井肇⁶⁾によれば、授業に内在化した生徒指導として、教室での「教科の学び」が「個性の伸長・社会性の獲得」につながることで、生徒指導的側面が保障されるといった論も展開されている。これらの要素をふまえ、学習指導と生徒指導の関連性は今後も検討される必要がある。

IV. 「生徒指導提要(改訂版)」における教育課程の位置づけ

1. 「生徒指導提要(改訂版)」における教育課程に関する記述

それでは、「改訂版」における教育課程に関する記述を分析していく。まず、生徒指導提要のなかに「教育課程」という記載が何回登場するかを確認すると、「改訂版」では77回であった。旧版の生徒指導提要では、71回であった。回数としては、大きな差はないといえる。

次に、目次を比較する。目次をみると、第2章が「生徒指導と教育課程」として、同じタイトルで章が設

けられている。ただし、章の内部の構成が異なっている。具体的には、2章1節に「児童生徒の発達を支える教育課程」が新設されている。後続の節は、教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動におけるそれぞれの生徒指導の在り方・方法が記載されている。

「改訂版」をみるにあたってポイントとなるのは、1節につけ加えられた「児童生徒の発達を支える教育課程」の内容である。先に述べたように、「改訂版」では「2軸3類4層」論が展開されており、学習指導要領に書かれているように児童生徒の発達の視点からの支援や生徒指導が提唱されている。第2章1節の「児童生徒の発達を支える生徒指導」においても、その理念が継承され、学習指導要領第1章総則における「児童（生徒）の発達の支援」のなかの「『1児童（生徒）の発達を支える指導の充実』」に示された視点を具現化することが求められ¹¹⁾ るとして、生徒指導の考え方が示されている。また、教育課程編成上の留意点として、次の3点が示されている。

- ①「この教育目標の達成に向けて協働したい」と全教職員が思えるような目標を設定すること
- ②保護者や地域からの協力が得られるように目標の共有に努めること
- ③教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能になるような具体性のある教育目標を設定すること

このように「改訂版」において、教育課程については教育課程編成の留意点や学習指導要領の考えをふまえた教育課程編成時における生徒指導の考え方が明示されている。

2. 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議における議論

ここまで見てきたように、「改訂版」において、教育課程の位置づけについて言及されることとなった。それは、川村肇¹⁰⁾ が指摘するように学習指導要領にて生徒指導と学習指導の結びつけられたことにも起因していると考えられる。記載されるに至った要因については解釈可能であるが、実際にどのようなプロセスで「改訂版」に教育課程について言及されるに至ったかについては明らかではない。そこで、「改訂版」の作成にあたって開催された、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」（以下、協力者会議とする。）における議事要旨から、どのようなプロセスを経て、記載に至ったのかを明らかにする。

協力者会議とは、「改訂版」の作成にあたって、「生徒指導の概念・取組の方向性等を再整理し、（中略）教育委員会及び学校における生徒指導の充実に資する」¹²⁾ ために開催された会議である。協力者会議は委員が24名、オブザーバー3名で構成される。委員の所属は、大学教員、現職教員、自治体の教育長、科学警察研究所の研究官など、多岐にわたる。全9回開催され、委員からの情報提供や委員同士での検討、素案の作成・検討を経て、「改訂版」が作成されるに至った。協力者会議は、第6回を除いて議事要旨がウェブ上で公開されており、「改訂版」の改訂内容の決定プロセスを確認できる。以下では、各回の議事要旨から「教育課程」に関する記載箇所を抽出し、その内容について検討する。

まず、協力者会議の各回の議事要旨において「教育課程」というワードの出現回数を表2にまとめた。第1回を除いては、各回で1回以上の出現があった。とくに出現が多かったのは、第2回と第7回である。第2回と第7回を中心としながら、各回での言及箇所について検討を行う。

表2. 議事要旨における「教育課程」の出現回数

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
0	8	3	1	1	非公開	15	4	1

第2回では、主に4つの点について議論された。具体的な議題は表3の通りである。なかでも、現職校長と教員養成に携わる大学教員（研究者）から、指導上の課題と積極的な生徒指導についてのヒアリング結果の共有に時間が使われたようである。そのなかで、教育課程について言及があるのは大学教員の中村氏による説明の箇所であり、3か所で言及があった。中村氏は「積極的な生徒指導の充実」について、会議内での「共通理解を図る」¹³⁾ ために説明を行っている。その説明の中で、「生徒指導提要」のなかで「生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し」という文言があることをふまえ、中村氏は「多岐にわたる生徒

指導の内容を今日的な教育課程の視点で識別・考察すると、生徒指導の本質として今日まで継続されている本来的な生徒指導の中核は、学業指導（原文ママ）にあるということも踏まえておかななくてはならない¹³⁾ として、学習指導を中心とした生徒指導の在り方を説いた。ほかでは、目次案の検討時において、「改訂版」の2章で教育課程と生徒指導の関係について記載されることが事務局から説明された。これに対して、委員から「教育課程と生徒指導」が言及されているが、生徒指導の定義を明確化する必要性が指摘された。これらの指摘を受けて、総論部分で、教育課程全体における生徒指導の位置づけを明示し、各論に入っていくことが検討された。

表3. 協力者会議議題一覧

<p>第1回議題</p>	<p>第4回議題</p>
<p>1. 生徒指導提要の改訂について 2. 生徒指導上の課題に係るヒアリングについて ・中学校 三田村裕委員（八王子市立上柚木中学校長） ・高等学校 池辺直孝委員（神奈川県立湘南高等学校長） 3. その他</p>	<p>1. 生徒指導上の課題（不登校）に係るヒアリングについて 2. 生徒指導上の課題（いじめ）に係るヒアリングについて 3. 生徒指導提要（改訂）の目次構成案 4. その他 ・目次構成（案）での言及</p>
<p>第2回議題</p>	<p>第5回議題</p>
<p>1. 指導上の課題に係るヒアリングについて 大字 弘一郎 世田谷区立下北沢小学校長 2. 積極的な生徒指導に係るヒアリングについて 中村 豊 東京理科大学 教育支援機構教職教育センター教授 日本特別活動学会 事務局長・研究推進委員 3. 生徒指導提要（改訂）の目次構成案 4. その他</p>	<p>1. 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するワーキンググループにおける審議結果の報告について 2. 生徒指導提要の改訂に係る執筆スケジュール案について 3. その他</p>
<p>第3回議題</p>	<p>第6回議題</p>
<p>1. 生徒指導上の課題（自殺）に係るヒアリングについて 2. 生徒指導上の課題（少年非行）に係るヒアリングについて 3. 生徒指導提要（改訂）の目次構成案 4. 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するワーキンググループの設置について 5. その他</p>	<p>1. 生徒指導提要の改訂（素案） 2. その他</p>
	<p>第7回議題</p>
	<p>1. 生徒指導提要の改訂試案 2. その他</p>
	<p>第8回議題</p>
	<p>1. 生徒指導提要の素案について 2. その他</p>
	<p>第9回議題</p>
	<p>1. 生徒指導提要の改訂案について 2. その他</p>

第3回では3回、第4回と第5回では1回ずつ、教育課程について言及があった。これらはすべて、「改訂版」の目次構成（案）の読み上げ箇所であり、具体的な内容についての言及はなかった。なお、第6回は議事要旨が非公開となっているため、確認できなかった。議題をみると、「改訂版」の素案の検討が行われたようである。

第7回では、教育課程についての言及が最も多く、15回であった。この回は「改訂版」の試案が示され、「改訂版」の試案の内容説明とデジタルテキストのデモンストレーションが行われた。しかし内容を確認すると、教育課程について言及されたのは、「改訂版」の内容を説明する箇所で、主に第4回時点で話題に上がっていた、第2章に関する箇所が主なものである。例えば、第2章の節タイトルとして「児童生徒の発達を支える教育課程」という文言が読み上げられるといった場面での登場であった。具体的に教育課程と生徒指導の関係性に言及される箇所は、委員からの「教育課程の第2章のところに、学習指導、生徒指導、特別活動、3つの三角形をいかにバランスよく大きく、しっかり教育課程の編制や実施の中でやっていくことが重要か、子供の健やかな成長により一層つながるかなど、特別活動自体を重要視するような表現があると、現場も今の実感に合う感じが伝わってくる。」¹⁴⁾といった発言に限られた。

第8回では教育課程として4回の言及があるが、これらはすべて「改訂版」の目次の読み上げであったため、内容についての具体的な言及は見られない。一方、第9回の言及箇所は1箇所であるが、それは委員からの「今回の生徒指導で示せた方針では、全ての児童生徒、本当に多様で、いじめ不登校も含めて、多様な子供たち、誰一人取り残さない児童生徒ということを対象に、全ての教育課程を通してチーム学校で生徒指導を行うということが示せた」¹⁵⁾という発言であった。「改訂版」に対する全体的な評価としてみるができるだろう。

V. おわりに

本稿では、「生徒指導提要（改訂版）」に着目し、教育課程と生徒指導の関係性について分析を行った。「改訂版」の作成の背景を整理し、「改訂版」の

ポイントをまとめたうえで、「改訂版」における教育課程への言及箇所について検討を行った。その結果、「改訂版」における教育課程への言及は言及箇所については大きな変化はないが、教育課程と生徒指導について中心的に扱われている「改訂版」第2章において、新しい節を加えて、教育課程編成における生徒指導の重要性が追記される形となった。こうした背景として、協力者会議の議事要旨を検討すると、教育課程の全体を通した生徒指導の重要性についての言及が行われていたことが確認できた。この結果として、「改訂版」には教育課程編成と生徒指導の関係性が強化される形で、明示化されたとみることができるだろう。

このように生徒指導と教育課程の関係性が強化されることは、学習指導要領において学習指導と生徒指導の関連が言及されていることにも起因する。しかし、川村¹⁰⁾が指摘するように、教育課程のなかに学習指導と生徒指導を併存することはできるが、学習指導のロジック（評価など）が生徒指導に及ぶことで子どもの権利との緊張関係が生じるという問題点をふまえると、実際の生徒指導場面において学習指導と同様のやり方をとらずに、どのように実践するのかという点が課題として考えられる。

今回の「改訂版」では、教育課程全体をとおした生徒指導の在り方が提示されていることをふまえると、生徒指導を考えるにあたっては、学習指導要領が指摘するような学習指導との関連で考えるのみならず、教育課程全体における生徒指導の在り方を各学校が模索、構築していくことが求められるといえる。

注

注1 資料としては、次の文献を参照した。新井肇, 「生徒指導 I 『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性」独立行政法人教職員支援機構, (2023)。「特集 新しい『生徒指導提要』を活用する」『月刊生徒指導』2023年1月号 (2023)。「特集1 生徒指導提要を読む」『教育』2023年10月号 (2023)。

注2 LGBTとは、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称の1つとして用いられている。SOGIとは、性的指向(好きになる性)を表すSexual Orientation、性自認(心の性)を表すGender Identityのアルファベットの頭文字を取った総称で、性的マイノリティだけでなく、すべての人を表す総称である。

文献

- 1) 文部科学省, 「生徒指導提要(改訂版)」, まえがき (2022).
- 2) 住野好久, 「生徒指導を位置付けた教育課程編成・全体計画の策定のために」『生徒指導研究』22, pp.36-42 (2023).
- 3) 文部科学省, 「生徒指導提要(改訂版)」, p.12 (2022).
- 4) 住野好久, 「生徒指導を位置付けた教育課程編成・全体計画の策定のために」『生徒指導研究』22, p.36 (2023).
- 5) 住野好久, 「生徒指導を位置付けた教育課程編成・全体計画の策定のために」『生徒指導研究』22, p.42 (2023).
- 6) 新井肇, 「生徒指導 I 『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性」独立行政法人教職員支援機構, (2023).
- 7) 中央教育審議会, 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」p.3 (2015).
- 8) 山本敏郎, 「『生徒指導提要(改訂版)』総論をどう読むか」『教育』2023年10月号, pp.5-14 (2023).
- 9) 渡辺大輔, 「『改訂試案』から大きく後退した『性に関する課題』」『教育』2023年10月号, pp.23-29 (2023).
- 10) 川村肇, 「生徒指導とは何か」『これからの生徒指導と進路指導』株式会社武蔵野美術大学出版局, pp.54-68 (2020).
- 11) 文部科学省, 「生徒指導提要(改訂版)」, p.39 (2022).
- 12) 文部科学省初等中等教育局, 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の設置について」(2022).
- 13) 文部科学省, 「生徒指導提要の改訂に関する協

力者会議(第2回)議事要旨」,
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00004.htm (閲覧日 2024.5.31).

- 14) 文部科学省, 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議(第7回)議事要旨」,
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00008.htm (閲覧日 2024.5.31).
- 15) 文部科学省, 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議(第9回)議事要旨」,
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00011.htm (閲覧日 2024.5.31).